

## ○山陽小野田市個人情報保護条例

平成17年3月22日  
条例第9号

## (目的)

第1条 この条例は、市の機関等が保有する個人情報の開示等を請求する個人の権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
  - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- (5) 受託業者等 実施機関から個人情報の取扱いに係る事務の委託を受けたもの及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)をいう。
- (6) 受託業務等 実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いに係る業務及び指定管理者が行う公の施設の管理の業務をいう。

## (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

## (事業者の責務)

第3条の2 法人その他の団体及び事業を営む個人(以下これらを「事業者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に伴い個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

## (市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害しないよう努めなければならない。

## (個人情報の収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (6) 所在不明、心身の故障等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成し得ないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認めるとき。
- (8) 国若しくは他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認めるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、市長が別に定める個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、適正な行政執行を行うため又は公益上の必要がある

と認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 実施機関が、審査会の意見を聴いて、適正な行政執行を行うため必要があると認めるとき。

(個人情報を取り扱う事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務の名称

(2) 個人情報を取り扱う事務の目的

(3) 個人情報を取り扱う組織の名称

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届出のあった事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、これらの規定による届出ができないときは、当該個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定により届出された事項について、これを一般の閲覧に供さなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第7条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外に保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供すること(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 同一の実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、当該保有個人情報を利用し、又は提供することに相当な理由があると認めるとき。

(6) 国等に提供する場合で、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該保有個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該保有個人情報を提供することに相当な理由があると認めるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて、適正な行政執行を行うため又は公益上の必要があると認めるとき。

2 実施機関は、他の実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(保有個人情報の適正な管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

4 実施機関は、前3項の規定による事務を処理させるため、当該実施機関の職員のうちから個人情報管理責任者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(受託業者等の義務)

第9条の2 受託業者等は、受託業務等の範囲内で個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託業務等に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務等に関する知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己情報の開示請求)

第10条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(第6条

第5項に規定する事務に係るものを除く。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意後見人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人の権利利益を侵害するおそれのあるものを除く。
- 3 前項の場合において、任意後見人には、当該開示請求が任意後見契約により付与されている代理権の範囲内であるものと認められるものに限る。
- 4 本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、前項の法定代理人又は任意後見人以外の代理人(以下「任意代理人」という。)によって開示請求をすることができる。ただし、本人の権利利益を侵害するおそれのあるものを除く。
- 5 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。
  - (1) 法令等の規定により、本人に開示をすることができないとされているとき。
  - (2) 開示をすることにより、第三者の利益を損なうと認められるとき。
  - (3) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する保有個人情報であって、開示をすることにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
  - (4) 市が国等と協力して行う事務又は国等から協議、依頼等を受けた事務に関する保有個人情報であって、開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるとき。
  - (5) 開示をすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
  - (6) 市又は国等の事務に係る意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する保有個人情報であって、開示をすることにより、当該事務に係る意思形成に支障が生ずると認められるとき。
  - (7) 監査、検査、取締り、許可、認可、試験、入札、交渉、涉外、争訟その他の市又は国等の事務に関する保有個人情報であって、開示をすることにより、当該事務の目的が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上、公益上開示をしないことが適当であると認められるとき。

(保有個人情報の部分開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、前条第5項各号のいずれかに該当する部分とそれ以外の部分とが併せて記録されている場合において、これらを容易に分離することができるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、当該保有個人情報の開示をするものとする。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自分が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人、任意後見人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第13条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があった場合は、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る保有個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定(開示請求に係る保有個人情報が存在しないときを含む。)をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の開示をしないことの決定又は第11条の規定による保有個人情報の部分開示(以下「部分開示」という。)をすることの決定をしたときは、第2項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、あらかじめ当該理由がなくなる期日が明らかであるときは、その期日を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(開示の実施)

第14条 実施機関は、前条第1項の規定による保有個人情報の開示をすることの決定又は部分開示をすることの決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該保有個人情報の開示をし

なければならない。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書、図画又は写真(以下「文書等」という。)に記録されている保有個人情報 当該文書等の閲覧又は写しの交付

(2) 電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている保有個人情報 当該磁気テープ等に記録されている保有個人情報を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付

3 実施機関は、前項第1号に規定する保有個人情報の開示をする場合において、当該方法による文書等が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、部分開示をするとき、その他相当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該文書等の写しにより開示をすることができる。(口頭による開示請求)

第14条の2 実施機関が別に定める保有個人情報について、当該保有個人情報の本人は、第12条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による開示請求について準用する。

3 実施機関は、第1項の規定により口頭による開示請求があったときは、直ちに当該開示請求に係る保有個人情報を開示するものとする。この場合において、当該保有個人情報の開示は、当該実施機関が別に定める方法により行うものとする。

(自己情報の訂正等の請求)

第15条 第14条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。

2 第14条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報が第5条の規定に違反して収集されたものであると認める者は、実施機関に対して、その削除を請求することができる。

3 第14条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報が第7条の規定に違反して目的外利用等をされていると認める者は、実施機関に対して、その停止を請求することができる。

4 第10条第2項から第4項までの規定は、前3項に規定する訂正、削除又は目的外利用等の停止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続)

第16条 訂正等の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正等を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第12条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書の提出があった場合は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による保有個人情報の訂正等をすることの決定(一部の訂正等をすることの決定を含む。)をしたときは、当該訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をした上、訂正等の請求をした者(以下「訂正等の請求者」という。)に対し、速やかに書面により通知しなければならない。この場合において、一部の訂正等をすることの決定をしたときは、当該書面にその理由を記載しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の訂正等をしないことの決定をしたときは、訂正等の請求者に対し、速やかに書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等の請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び期間を書面により通知しなければならない。

(費用の負担)

第18条 この条例の規定による開示請求及び訂正等の請求に係る手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第19条 実施機関は、第13条第1項又は第17条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するときを除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについて

決定又は裁決をしなければならない。

(指定管理者に関する特例)

第19条の2 指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合について  
は、第3条及び第5条から第9条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲  
げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものと  
する。

第5条第3項第5号	他の実施機関	他の実施機関又は指定管理者
第5条第3項第9号	実施機関	当該指定管理者を指定した実施機関 (以下「指定実施機関」という。)
第5条第4項第2号	実施機関	指定実施機関
第6条第1項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ
第6条第1項第5号	実施機関	指定実施機関
第6条第2項	あらかじめ	指定実施機関を通じて、あらかじめ
第7条第1項	実施機関以外のもの	実施機関以外のもの又は指定管理者以 外のもの
第7条第1項第5号	他の実施機関	他の実施機関若しくは指定管理者
第7条第1項第7号	実施機関	指定実施機関
第7条第2項	他の実施機関以外のもの	他の実施機関以外のもの又は指定管理 者以外のもの

2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務につ  
いて、第5条第3項第9号、同条第4項第2号又は第7条第1項第7号の規定により既に審査会の意  
見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により審査会の意  
見を聴いたものとみなす。

3 第1項に規定する場合における第10条から第17条まで(第14条の2を除く。)の規定の適用につ  
いては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ  
る字句に読み替えるものとする。

第10条第1項	実施機関に対して、当該 実施機関が	指定実施機関に対して、当該指定管理 者が
第10条第1項	保有個人情報	保有個人情報(当該指定管理者が公の 施設の管理を行うに当たって保有する ものに限る。以下第5項及び次条から 第17条まで(第14条の2を除く。)にお いて同じ。)
第12条	実施機関	指定実施機関
第13条第1項	以内に	以内に、指定管理者から当該請求に係 る保有個人情報の提供を受けて
第15条及び第16条	実施機関	指定実施機関
第17条第1項	以内に	以内に、指定管理者から当該請求に係 る保有個人情報の提供を受けて

(他の制度との調整)

第20条 この条例は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計及び同条第7項に規定する  
一般統計調査に係る調査票情報に含まれる保有個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により、総務大臣に届け出られた統計調査によって収集され  
た保有個人情報
- (3) 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し  
出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されて  
いる保有個人情報

2 他の法令等の規定により、保有個人情報の開示又は訂正等その他保有個人情報の取扱いに關  
する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(苦情相談の処理)

第20条の2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、迅速か  
つ誠実にこれを処理するよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

第21条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとする。

## (委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## (罰則)

第23条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第25条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 偽りその他不正の手段により、第13条第1項の規定による開示の請求に応ずる旨の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者又は第14条の2第3項の規定により保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

## (適用)

2 合併前の小野田市又は山陽町から承継された保有個人情報に対するこの条例のうち開示請求及び訂正等の請求に関する規定は、次に掲げる保有個人情報に適用する。

(1) 合併前の小野田市から承継された保有個人情報については、平成10年4月1日以後に実施機関が新たに収集し、又は作成した保有個人情報

(2) 合併前の山陽町から承継された保有個人情報については、平成13年4月1日以後に実施機関が新たに収集し、又は作成した保有個人情報

(承継された合併前の保有個人情報の任意的開示)

3 実施機関は、合併前の小野田市又は山陽町から承継された保有個人情報でこの条例の適用を受けないものについて開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

4 第18条の規定は、前項の規定による保有個人情報の開示について準用する。

## (経過措置)

5 この条例の施行の日の前日にまでに、合併前の小野田市個人情報保護条例(平成12年小野田市条例第12号)又は山陽町電子計算機処理に関する個人情報保護条例(平成4年山陽町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 附 則(平成17年11月11日条例第227号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の次に4条を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則(平成18年9月29日条例第43号)抄

## (施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

## 附 則(平成22年3月30日条例第5号)

## (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日前に受理された請求書に係る保有個人情報の開示に係る決定については、なお従前の例による。